

幸手市・杉戸町にお住いのみなさまへ

ハラスメントを防止することは、在宅医療や介護サービスを継続して円滑に利用できることにつながります。

医療従事者や介護サービス従事者に対する以下のような行為は、ハラスメントに該当します。ハラスメントを個人の問題とせず、地域社会全体で守っていきましょう。

**これらはハラスメント行為です。
決して許せない行為ですので、絶対にやめましょう！**

身体的暴力: 身体的な力を使って危害を及ぼす行為
〈例〉

- ものを投げつける、つばを吐く
- 手を払いのける
- 体をつねる、たたく、蹴る
- 服を引きちぎる

精神的暴力: 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
〈例〉

- 大声を出す、怒鳴る
- 理不尽なサービスを要求する
- 特定の職員にいやがらせをする
- 無視する

セクシュアルハラスメント: 性的な嫌がらせ行為
〈例〉

- 必要もなく身体を触る
- ひわいな言動を繰り返す
- 抱きしめる
- 下半身を丸出しにする